

小金井市の今後のごみ処理計画に対する意見書

平成19年2月23日に開催された西多摩衛生組合議会議員全員協議会において、小金井市の可燃ごみ焼却の支援要請について、報告があった。

西多摩衛生組合の説明によれば、小金井市のごみ処理施設の建設スケジュールが決定され、小金井市と国分寺市との間において、平成19年4月以降の共同処理に向けて覚書が締結されたこと、また、要請の内容は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」に基づき、平成19年度から28年度までの10年間にわたり、年量約1万トンの焼却支援をしてほしいとのことであった。

現在西多摩衛生組合のある地域周辺には、かつて陸砂利採取跡に産業廃棄物等が不法投棄され、羽村市では市民と行政が一致してこの問題解決に当たった経緯があり、ごみ問題にはとりわけ強い関心を持ち、西多摩衛生組合の公害防止、周辺地域の環境整備に積極的に取り組んできた。また、市民の熱意ある協力と行政の努力により、ごみの資源化を進めている。

ごみは、「自区内処理」が最も重要な基本原則である。

羽村市議会としては、西多摩衛生組合の地元自治体として、10年間という長期にわたる「ごみ処理広域支援」は考えられないところである。また、市民感情にも大いに配慮すべき点があると考ええる。

よって、羽村市議会は、貴市におかれては、自治体の責任において、全市をあげて「ごみの自区内処理」に取り組まれるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月19日

東京都羽村市議会

小金井市長 あて